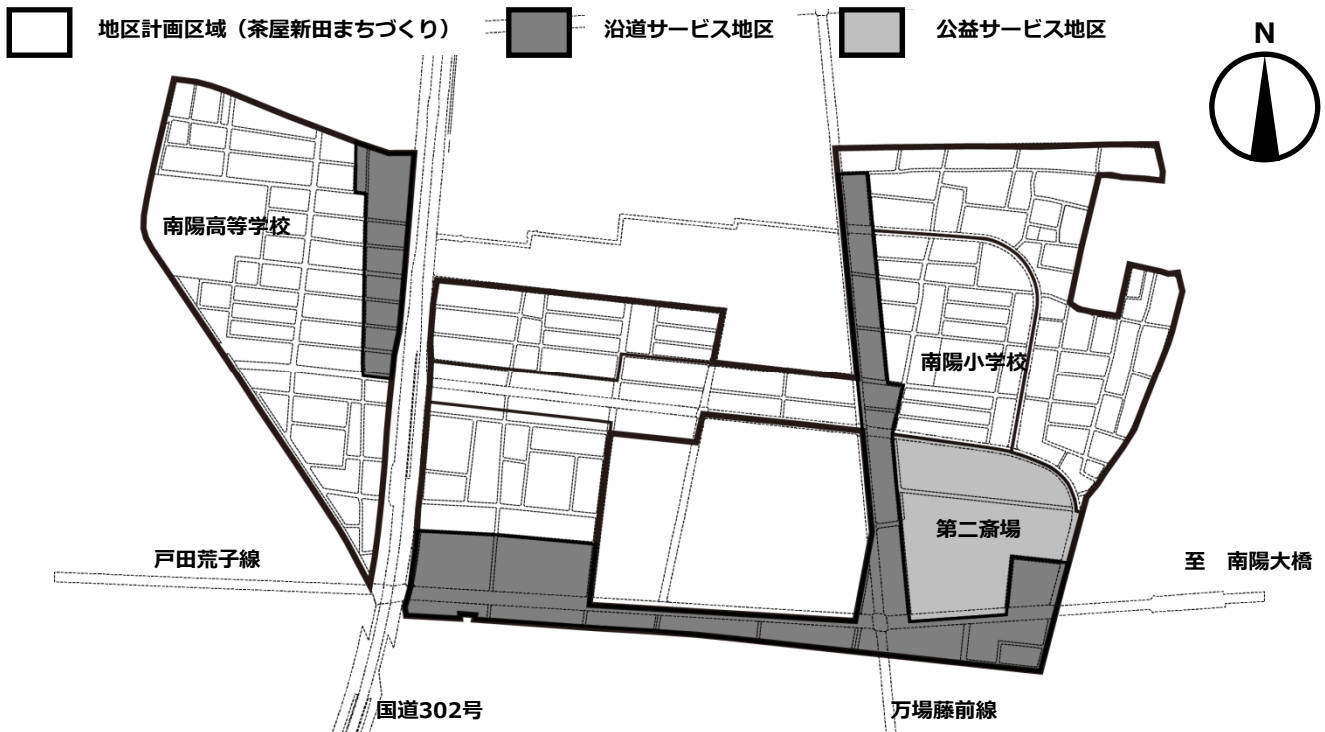


名古屋市都市計画課からのお知らせ 風営法の改正に伴う地区計画の変更について

平成28年5月

- 日頃より、名古屋市の都市計画行政にご協力いただきありがとうございます。
- 近年のダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、風営法が改正されたことにより、ダンスホールとナイトクラブの一部が「風俗営業」から除外されることとなりました。
- つきましては、地区計画においても、ダンスホールとナイトクラブの一部を建築物の用途制限の対象から除外する変更方針を作成しましたのでお知らせします。
- なお、変更の対象となる区域は、沿道サービス地区と公益サービス地区（下図の着色区域）のみです。また、今回の変更により、新たな制限が加わることはありません。



今後の予定

- 今後、地区の皆様のご意見を踏まえ、平成28年度内の都市計画変更を目途に手続きを進めていきます。
- なお、地権者の皆様には、夏頃に地区計画の変更の原案についてお知らせさせていただく予定です。

ご意見・ご質問がございましたら下記までお問い合わせ下さい。



【お問い合わせ先】

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市計画課 担当：安井・杉浦・野々垣
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所西庁舎4階
TEL 052-972-2713 FAX 052-972-4164

地区計画の変更方針

- ① 風営法において「風俗営業」から除外されるダンスホールとナイトクラブの一部は、地区計画においても、建築物等の用途の制限の対象から除外します。
- ② 「風俗営業」から除外されないものは、引き続き制限の対象とします。

【地区計画によるダンスホール・ナイトクラブの建築の可否（可：○、否：×）】

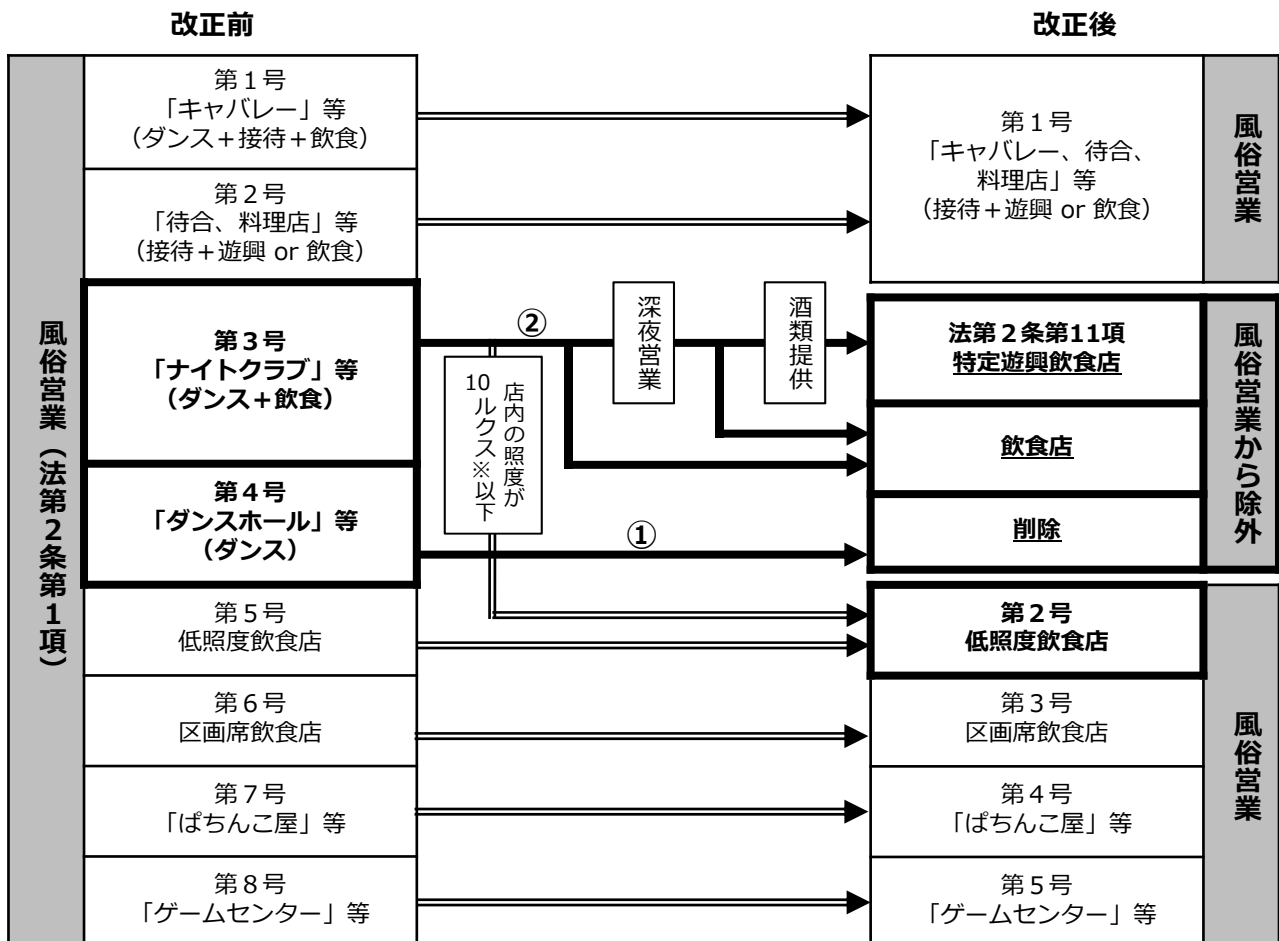
	ダンスホール		ナイトクラブ [※] （風俗営業に該当するものを除く）	
	現行	変更後	現行	変更後
沿道サービス地区	×	○	×	○
公益サービス地区	×	×※	×	○

※ 風営法の改正に伴い、建築基準法において、ダンスホールは「カラオケボックスその他これらに類するもの」として取り扱われます。公益サービス地区においては、地区計画の他の規定により「カラオケボックスその他これらに類するもの」の建築が制限されており、引き続きダンスホールの建築が制限されます。

【参考】 風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）の改正概要

- ① ダンスホールが、「風俗営業」から除外（下図①）されます。[H27.6施行]
- ② ナイトクラブも、低照度のものを除き「風俗営業」から除外（下図②）されます。[H28.6施行予定]

【風営法の改正イメージ】



風俗営業

風俗営業から除外

風俗営業